



平成21年4月15日

殺菌山羊乳の成分規格改正に関する要望書

厚生労働大臣

舛 添 要 一 様

東京都文京区湯島3丁目20番9号

社団法人 畜産技術協会

会 長 山 下 喜 弘



当協会は、畜産に関する技術の振興や海外技術協力への支援等を主な目的とし、種々の事業を実施している特例民法法人であります。併せて、めん山羊についても定款に「緬羊及び山羊の飼育の普及促進、登録及び改良増殖並びに生産物の処理普及」をその業務として掲げ、山羊の振興のための各種の事業を行っている全国団体であります。

先般来、当協会の山羊関係の構成会員の多くから、厚生労働省で定められている「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年12月27日厚生省令第52号。以下、「乳等省令」。）」の殺菌山羊乳の成分規格のうち、乳脂肪分の数値は高すぎて、生産の実態にそぐわないため、生産物をそのまま山羊乳として販売できないので、その改訂を要望してほしい旨の強い要請が出されております。

つきましては、乳等省令の殺菌山羊乳の成分規格から乳脂肪分を削除する、あるいは、現行の「3.6%以上」の数値の大幅引き下げ（例えば米国FDAが定めている乳脂肪分2.5%以上、無脂乳固形分7.5%以上への引き下げ）を要望します。

（要望の背景）

- （1）我が国の山羊飼養頭数は、昭和32年には67万頭を数え、山羊乳は、販売目的ではなく、自家消費中心に利用されていた。その後、山羊の飼養頭数は、社会情勢の変化により大幅に減少し、平成19年には1万5千頭に減少したが、山羊乳は牛乳アレルギー疾患も飲用できるなどの特長があり、健康食品として安定的な供給を望む声があることから、近年、多頭数の山羊を飼養し、産業として山羊乳の生産・処理加工・販売を指向する動きが起きている。
- （2）しかしながら、山羊は、給与飼料等の変化や個体差による乳脂肪分等の変動が大きく、夏季には乳脂肪分が2%未満となる例があるなど、現行の「殺菌山羊乳」の

成分規格の水準を年間を通じて維持することは、非常に困難である。

- (3) このため、生産者は、山羊乳100%の乳であっても、「殺菌山羊乳」ではなく、乳脂肪分等の基準のない「乳飲料」等として販売を行うような状況にある。
- (4) 乳等省令の改訂が行われれば、山羊の特色や地域の未利用草資源を活用した山羊乳特産品の生産等、地域振興の一助となることも期待される。